

### 第3章 狭義の共犯

#### ◆狭義の共犯の処罰

1	狭義の共犯 種類	<b>【種類】</b> (1) 教唆犯 (61) ⇒ p. 55 (2) 幫助犯 (62 I) ⇒ p. 55
2	狭義の共犯の処罰根拠	狭義の共犯の処罰根拠は、各構成要件上の構成要件的结果（法益侵害とその危険）を間接的に惹起した点にある（因果的共犯論）。⇒論 p. 57

#### ◆狭義の共犯の従属性

1	実行従属性 概説	<b>【概説】</b> 共犯が可罰的であるためには、正犯が実行に着手しなければならない（共犯従属性説）。⇒論 p. 57
2	要素従属性 概説	<b>【概説】</b> 共犯が成立するためには、正犯が犯罪成立要件（構成要件該当性、違法性、責任）のうちどの段階まで満たしている必要があるのかについては、以下の見解がある。 (1) 最小従属性説 正犯の行為は、構成要件に該当していれば足りる。 (2) 制限従属性説（通説） 正犯の行為は、構成要件に該当し、かつ違法であることを要する。⇒論 p. 58 (3) 極端従属性説 正犯の行為は、構成要件に該当し、かつ違法・有責であることを要する。 (4) 誇張従属性説 正犯の行為は、構成要件に該当し、かつ違法・有責であるとともに、処罰条件等の可罰性の条件を具備することを要し、一身的な刑の加重減輕の事由も狭義の共犯の成立に影響を及ぼす。
3	罪名従属性 概説	<b>【概説】</b> 共犯の罪名は正犯の罪名と同じ罪名である必要はない。 ⇒論 p. 59 * 共同正犯における罪名従属性は、行為共同説と犯罪共同説の対立と関連して問題となる。⇒p. 51